

広がるワーク・ライフ・バランス

－働きがいのある職場を実現するために－

「ワーク・ライフ・バランスー仕事と暮らしの新しい形」研究委員会（*主査）

- *大沢真知子（日本女子大学人間社会学部教授） 久木元真吾（家計経済研究所次席研究員）
 権丈 英子（亜細亜大学経済学部准教授） 佐藤 厚（法政大学キャリアデザイン学部教授）
 武石恵美子（法政大学キャリアデザイン学部教授）
 パク・ジョアン・スックチャ（ワーク/ライフ・コンサルタント アパシオナール, Inc 代表）
 藤田 晃之（国立教育政策研究所生徒指導研究センター統括研究官）
 藤森 克彦（みずほ情報総研主席研究員） 森戸 英幸（上智大学法学部教授）
 山崎喜比古（東京大学大学院医学系研究科准教授）
 猪狩 眞弓（日本女子大学大学院人間社会研究科博士後期課程）
 関 圭子（東京大学大学院医学系研究科修士課程）
 片岡千鶴子（連合男女平等局局長） 村上 陽子（連合雇用法制対策局部長）

ワーク・ライフ・バランス社会の実現のためには、職場や会社組織の課題を中心としつつも、勤労者個人に内在する課題を含めて検討することが有意義である。また個人の課題を解決していくためには、職場や労働組合がそれを支援する仕組みを形成するという視点が極めて重要である。

こうした問題意識にたち、本報告書を取りまとめるにあたって、以下の3点に留意した。第一に、労使の現場に根ざした研究・提言となるようにした。本研究委員会では、勤労者個人が仕事も生活も充実できるようにするため、働く現場における「働き方」や「働かせ方」をどのように変えていけばよいかに焦点をあてて考察を行った。その際には、現場の実態や勤労者の意識についてのヒアリング・アンケート調査などにより、個別の事例やデータを蓄積し、それをもとに研究・提言を行うよう努めた。

第二に、ワーク・ライフ・バランスを図る範囲は育児や介護のみに止まらないということを重視した。ワーク・ライフ・バランスの範疇は、地域活動、自己啓発、さらに趣味など幅広い領域にまで及ぶと考えるべきである。

第三に、ワーク・ライフ・バランスを図るにあたっての労働組合の役割とは何かについて考察した。労働組合には、勤労者の相談相手となり、ワーク・ライフ・バランスを図る取り組みを支援する役割が果たすことが求められているといえる。

目次

- 提言 / 総論 ワーク・ライフ・バランス社会に向けて
- 第Ⅰ部 「働き方」「働かせ方」の改革
- 第1章 健康職場とワーク・ライフ・バランス
- 第2章 やりがいある仕事とワーク・ライフ・バランスとの両立条件
- 第3章 ワーク・ライフ・バランス実現に向けた職場のマネジメントの課題
- 第4章 先進企業の取り組みにみるワーク・ライフ・バランス
- 第5章 在宅勤務の現状、導入のポイントと効果測定
- 第6章 長時間労働とワーク・ライフ・バランスの実態
- 第Ⅱ部 ワーク・ライフ・バランスの基盤形成
- 第7章 ワーク・ライフ・バランスにかかわる法政策
- 第8章 人とのつながりとワーク・ライフ・バランス
- 第9章 地域活動とワーク・ライフ・バランス
- 第Ⅲ部 企業・職場実践例 アンケート結果紹介